

上山市民に大きな影響を与える TPP

1. TPP の特徴

最初に各分野を横断する TPP の特徴の主なものを指摘したいと思います。

① サービス市場のネガティブリスト

開放しない分野だけを指定する条項で、特定の分野を指摘するポジティブリスト方式と違い、事実上すべてのサービス市場を開放するものです。協定書で取り上げられない様々なサービス、農産物、公的サービスなどの際限のない自由化・市場化につながります。たとえば、これまでの WTO あるいは 4 カ国 TPP の条文では、自国の農業保護のための補助金は認めるものの、輸出補助金は禁止するということになっています。今回の TPP で補助金がネガティブリストに入っていなければ、輸出補助金に限らず、国内農業保護のすべての補助金はその対象になる可能性もあります。実際、今回の協定書のネガティブリストに「現行のわが国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、制作決定権を維持」（内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定交渉の大筋合意関連資料」）とあり、農業補助金については触れられていないことから、当市で実施している補助金も禁止補助金となる危険性があります。

② ラチェット条項

ラチェットとは逆回転を防止する爪歯車のことですが、一度開放された水準は、いかなる場合も逆に戻せないという条項です。日本は社会事業サービス（保健、社会保障、社会保険等）や初等・中等教育などについては、「将来留保」を行い、ラチェット条項は適用されないと政府は説明していますが、たとえばあとで述べる医療については TPP の対象ではないとされていたものが、公的機関や金融機関と競争する場合（協定書第 10・12 条）は例外的に対象に含まれるなど、流動的な要素が含まれています。

③ 投資家－国家間紛争解決（ISDS）手続き

これはたとえば日本に投資している外国の企業が、日本の法律・裁判・行政によって被害を受けたと判断するときに、国際仲裁裁判所に訴えることができるという制度です。ISD 条項を利用した大国の巨大企業のふるまいが各地で問題になっており、そのことが日本にも大きな影響をもたらすのではないかということです。たばこの健康被害を指摘する広告がたばこ会社に損害を与えたと、その国を訴えたたばこ企業もあるほどです。

④ 「内国民待遇」

協定書でも冒頭第二章でまず出てきた後、かなりの頻度でこの言葉が出てきますが、これは日本と同様に相手国の人や企業を扱うということです。たとえば豚肉の生産者が赤字経営に陥った場合に、その赤字を国と農家で作る積立金から補填する制度を法制化して恒久的な措置にすることは、えこひいきにあたり、もしも積立金から補填するのなら、アメリカやオーストラリアなどその他の国の農家にも補填しないと協定違反になるというものです。

⑤ 「秘密性」

TPP は参加を決めた後にしか全容がわからないシステムです。2月2日に内閣官房 TPP 対策本部からようやく出された仮訳文は協定全文のほんの一部に過ぎません。いずれは協定文の全文が示されると思いますが、その条文の背景説明を求めた場合でも、交渉過程は 4 年間秘密なので本質的な部分はばかされる危険性があります。国民が真実を知らされないままに、国会で批准し、あとで見るような

国民生活破壊の政策が進行していく危険性があります。

⑥ 営利化の問題

国民生活のあらゆる分野が市場化・営利主義の影響を受けます。そしてそれらを保護しようとする政策を抑制し、多国籍企業の利益確保が TPP の目的だといえます。

2. 各分野への影響

TPP の範囲は 30 セクションに及びますが、とりわけ上山市に影響の大きい分野について見ておきたいと思います。

(1) 農業

農林水産物で「重要品目は除外」と国会決議しながら、重要 5 品目に含まれる関税分類上の細目 586 品目のうち 174 品目（約 30%）の関税を撤廃し、残りは関税削減してしまい、上山市の農業にも大きな影響を及ぼします。

コメについては、アメリカ・オーストラリアにアメリカ産コシヒカリなど選択の自由のある SBS 方式の国別輸入枠が新たに設定されました。政府は「政府備蓄米の運営を見直し、国別枠の輸入量に相当する国産米を備蓄米として買い入れる」としていますが、それでも価格低下は避けられず、国産主食用米の需給と価格に打撃的な影響を及ぼすことは必至です。

秘密主義で進行していた TPP 交渉ですが、大筋合意で突然さくらんぼ、りんご、ぶどうなどの関税撤廃も出され、上山市の農業に大変な影響を及ぼします。

TPP の実害が発生するのは先のことですが、すでに農業をめぐるは大変な影響が出ています。2015 年農林業センサスの概要が公表されましたが、20%に迫る農家減少率となっており、期を追うごとにその数値が高まっています。また、70 歳代前半の農業就業人口の落ち込みが激しくなっており、前世代からの人口繰り込み（農業継続）が減り、リタイアが増大しています。

農業一つをとってみても、今回の TPP は中高年農業者に離農を決意させ、青年農業者の将来展望を失わせるものになるのは必至であり、上山市の農業、関連産業、雇用など多方面に影響が及びます。

また、食の安全性についても、米国は「日本が科学的根拠に基づかない国際基準以上の厳しい措置を採用しているのを国際基準に合わせる」と主張しています。たとえば BSE（牛海綿状脳症）にともなう牛肉の輸入基準はすでに 20 カ月齢から 30 カ月齢まで緩めています。国際基準では BSE 清浄国に対しては月齢制限そのものが必要ないことになっているので、まもなく月齢制限の撤廃を米国は要求してくるでしょう。

また、遺伝子組み換えについても、「TPP 協定の概要」では遺伝子組み換えの承認促進や違法な遺伝子組み換え種の混入についての規制緩和、バイオ企業が作業部会に参加することなどを規定しました。このままいけば遺伝子組み換え食品が当然のように入ってきます。そして、日本政府が安全性のために行ってきた食品表示は、「表示義務のないアメリカの商品に対する差別的扱いである」として、米国企業に訴えられる可能性があり、表示を中止しなければなりません。私たちは遺伝子組み換え食品だけでなく、どんな添加物が入っているのかわからない食品を買わされてしまいます。

とりわけ学校給食の食材選びで影響が出てきます。安全な食材を提供しようとしても表示することができない、あるいは地産地消でまかなおうとしたら、差別的待遇だと外国企業から訴えられる可能性も出てくるのです。

(2) 医療

次に TPP に関して最も国民生活に影響してくるのが医療の分野です。今出されている協定文では、医薬品・医療機器で日本の基準変更を要求しています。具体的には「医薬品及び医療機器の対する承認手続きの透明性確保を明確に規定せよ」ということで、特許期間の延長や薬価を決める中央社会保険医療審議会に米国製薬業界の人に意見提出する機会を与えています。当然のことながら米国の製薬業界代表は、特許権をもとに独占価格の設定をせまり、それが認められなければ ISD 条項による損害賠償を日本政府に求めてきます。今、当市の医療機関においてもなるべく安いジェネリック薬品の使用を進めていますが、TPP はこうした医療努力を無に帰すものです。

おそらく今後は外国の高い薬や医療機器がどんどん日本の医療市場に出回り、その結果わが国の医療費を圧迫し、すべての医療を保険でカバーすることはできなくなるでしょう。その結果、高度な医療は自費でお願いしますということで、混合診療の解禁と民間医療保険の進出が進みます。すでに保険外併用療養費ということで混合診療の部分的解禁が進んでいます。外国人の健診を目的とした医療ツーリズムも県外で広がっています。お隣の仙台市でも樹状細胞ワクチン療法という一種の免疫療法が自由診療として行われており、治療費はセット料金で190万円であることがホームページで堂々と紹介されています。今後こうした方向が進めば、高度な先進的医療はお金のある人だけが受けられ、お金のない人はますます医療から遠ざけられる医療格差が進行してしまいます。また、高度機能医療は都市部に集中し、地方との格差はますます拡大し、当市の地域医療にも少なからぬ影響を与えるでしょう。

(3) 政府調達

現在でも国が公共事業を発注したり物品を購入する際に、外国の企業参入は可能ですが、TPP では入札における内国民待遇や地方も含む適用範囲の拡大、そして情報の公表を規定しています。現在公表されている資料では政令市までが対象となっていますが、今後対象が拡大される可能性は残っており、上山市にとっても次のような影響が予想されます。

① WTO 基準では国際入札の下限額は建設サービスで国：6億9千万円、地方23億円で、設計など技術サービスの場合はそれぞれ10分の1の金額になっています。これが2006年の4カ国 TPP では国・地方にかかわらず下限額は建設サービス：7億6500万円、技術サービス750万円となっており、市町村が設計・規格・調査などの作業を外部に委託する例が増えており、国際入札の対象になる場合が増えてきます。

②国際入札にあたっては英語などで対象国に通知することが義務づけられ、膨大な事務作業が発生します。

③外国企業の参入により地元の中小企業や自営業者の経営が圧迫されます。

④これまで地域経済の循環、地域振興をはかるために地元業者への優先発注や、産業振興に向けた様々な対策がとられてきましたが、TPP によってそれらが基本原則に反するとして排除される可能性が生まれます。

⑤また外国企業の参入にともない、人件費の安い外国人労働者が流入し、地元労働者の賃金低下にもつながります。

このように各分野に大きな影響を及ぼす TPP ですが、この TPP の先行モデルといわれる米韓 FTA によって韓国がいかに深刻な打撃を受けているかを見ておく必要があります。

昨年 1 1 月に韓国のソン・キホ弁護士が来日し、米韓 FTA の惨状を明らかにしました。

① FTA 発効から 1 年で畜産業の 7 割が廃業しました。2014 年の米国からの農畜産物輸入額（穀物を除く）は FTA 発行前と比べて 72.3% も増加しましたが、関税の撤廃された米国産輸入品の流通価格はほとんど変動していないそうです。消費者にとっても恩恵はないということです。

② 医療分野では、「独立医薬検討体制」が構築され医薬会社の意見をくみ取るようになり医薬品の価格が上昇しています。さらに医療特区において株式会社の大規模病院が建設され、自由診療が行われています。

③ ISD 条項についても、外国投資家の圧力により電力や鉄道料金が値上げされただけでなく、韓国内の土地や建物・銀行の売買で巨額の利益を出した米国の投資ヘッジファンドに課税を課そうとしたところ、逆に ISD 条項で訴えられるというできごとがありました。このできごとは韓国政府の政策に萎縮効果をもたらし、これまでに 75 の法律が制定・改定されているそうです。それは地方行政にも影響を与え、ソウル市は学校給食に遺伝子組み換え食品を使ってはならないとする条例が、米韓 FTA 違反に当たるということを発表し、変更を余儀なくされているとのことです。

3. 求められる対応

このように TPP はあらゆる分野に市場原理を持ち込み、国民の生活や経済活動に大きな影響をもたらすものです。政府は昨年 10 月 9 日に「TPP 総合対策本部」を設置し、TPP を活用した新たな市場開拓とともに、農林水産業をはじめ TPP の影響に関する国民の不安の払拭を図るとしていますが、合意内容の詳細やその影響等についての情報開示はいまだ十分とはいえず、対策もみえないことから市民の間に不安が高まっています。

こうした状況の下で、上山市として各課を横断し、農協・医師会など関係各分野の有識者も交えた TPP 対策本部を設置し、県とも足並みをそろえながら対策を強化していく必要があると考えます。